

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。議員団を代表しまして、数点について知事に質問いたします。最初に、アスベスト建材によって、肺がんや中皮腫などを発病した京都の建設労働者と遺族 27 人が訴えた裁判で、1月29日、京都地裁は、国と建材メーカーに損害賠償を命じた画期的な判決を下しました。被害救済への大きな一歩ですが、国や会社は不当にも控訴しました。原告のうち 16 人もの方がすでに亡くなられ、「命あるうちの解決を」と願っておられます。昨年12月府議会で、早期救済・解決への意見書が全会一致で採択されましたが、本府としても、国への働きかけやアスベスト対策を一層強めるよう改めて要望しておきます。それでは質問に入ります。

地域経済を土台から支える中小企業・小規模企業の振興を軸にした政策を

まず、府民の暮らしと中小企業・小規模企業の振興についてです。

マスコミの世論調査では、国民の7割が「景気の回復を実感していない」と答え、国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」と答えた人は62%にも上ります。大企業は2年連続で史上最高の利益をあげ、株で一部の富裕層は資産を増やしましたが、大多数の国民には、アベノミクスの恩恵はなく、格差と貧困が広がっています。

昨年10～12月期のGDPの速報値は前期比0.4%減、年率換算で1.4%減となりました。実質賃金指数は、3年間でマイナス5%、2015年の消費支出も前年比2.7%と2年連続減少しました。また、日銀がマイナス金利の導入を決定して以降、市場金利は急低下、株価の急落、預金金利のさらなる引き下げなど、金融緩和に頼るアベノミクスで市場は混乱し、国民生活を脅かしています。経済低迷の原因は、消費税増税、マイナス賃金、医療・介護の負担増など社会保障の改悪などにありますが、政府は、GDPが伸びないのは中小企業の生産性が低いためだとし、「稼ぐ力」を強化するため中核企業への重点的支援などを打ち出し、また、「地方創生」戦略を、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりとして、「特区」など規制緩和を使い地方を舞台に進めています。本府の14か月予算案にも色濃く反映しています。

そこで伺います。府内事業所の倒産、閉鎖も多く、非正規雇用率も41.8%と全国平均を上回り全国最悪の水準です。こんな時に消費税を10%に引上げたら、食料品などの税率を8%に据え置いたとしても、1世帯当たり年間6万2000円もの負担増となり、暮らしや経済に大打撃となることは明らかです。知事、いま消費税増税が可能な環境にあると思われませんか。認識はいかがでしょうか。

京都経済の主役は中小企業です。従業員5人以下の小規模企業を含め99.8%を占め、その事業活動による資金は、仕入れ、販売、賃金などを通じて、多くが地域内で循環し、大企業や大型店の20倍ともいわれています。また、中小企業は、地域での雇用の場となり、地域コミュニティ、防災などにも大きな役割を担っています。

ところが、京都の常用労働者5人以上雇用する事業所の年平均現金給与総額は、知事就任時の2002年で、月平均約33万円、全国平均の95.0%の水準で全国13位です。それが2014年では、月29万円で、全国平均の91.3%となり、全国27位と落ち込む一方です。アベノミクスの破綻は明白なとき、国への追従ではなく地域経済を土台から支える中小企業・小規模企業の振興に軸足を置き支援することが重要です。知事、中小企業、とりわけ小規模企業の落ち込みについてどう認識されていますか。これまでの施策の検証がいるのではありませんか。

1999年の中小企業基本法改定は、「多様で活力のある中小企業」を育てるという理念に転換をし、

特にベンチャー支援に重点化したために、当時 423 万の小規模事業者が 2012 年には 334 万へと 89 万も激減いたしました。一方、中小商工団体などの運動の中で、中小企業憲章が 2010 年に閣議決定され、昨年 6 月、小規模企業振興基本法が全会一致で成立をいたしました。

この法は、個人事業主、従業員 5 人以下の小規模事業者などを地域の主役と位置付け、事業の持続的発展へ国と地方自治体に施策の策定と関係団体との連携を促しています。そして、地域経済に波及効果のある事業の推進、支援体制などの目標を掲げた 5 年間の「基本計画」を策定し、国や都道府県が「責務」を果たすとともに、中小企業団体や金融機関、自治体などとの共同した取り組みを求めています。

現在、中小企業振興基本条例は 36 道府県でつくられています。残念ながら本府の中小企業応援条例には、本府の責務も、事業者、中小企業団体、金融機関、大企業のなどの責務、役割、努力などの規定がなく、小規模企業振興、育成の理念が抜け落ちています。

全国商工会連合会は、基本法の制定を踏まえ、本年度を「小規模企業振興元年」と位置づけ、「都道府県、市町村の条例制定へ組織をあげた条例制定運動を強力に推進する」と、重点方針を掲げています。小規模企業振興基本法に対応した、本府の中小企業・小規模企業振興基本条例をつくり、オール京都で施策展開する態勢をつくるべきではありませんか。

当面、投入した予算の 20 倍を超える経済波及効果がある「住宅リフォーム助成」や「商店リフォーム助成」などを、中小規模企業の振興、緊急経済対策としての政策目的を明確にして実施すること。また、府が発注する事業は、原則地元発注の徹底をさらに図り、下請け業者の単価の保障、労働者の最低賃金規定を位置付けた公契約条例をつくるなど、本府の努力でできる対策を直ちに行うべきだと考えます。考えをお答えください。

戦争法の発動を許さず、戦争法の廃止を政府に求めよ

次に、安保法制—戦争法と平和の問題です。

安倍政権は昨年 9 月、憲法学者や法律の専門家がこぞって憲法違反とした安保法制—戦争法を強行しました。強行成立から 5 か月を迎えた 2 月 19 日、民主党、社民党、維新の党、生活の党、そして私たち日本共産党の 5 野党・党首会談で、安保法制廃止と集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回、安倍政権の打倒、与党とその補完勢力を少数に、国政での選挙協力の 4 点で合意をいたしました。そして、5 野党で戦争法廃止法案を衆議院に共同提出をしました。

世論は戦争法反対が多数です。学生、市民、ママたち、学者、文化人、宗教者、労働者などに広がった空前の運動は、直ちに「違憲の戦争法は廃止に」、「立憲主義を取り戻そう」と声を上げ、そのための政府をつくろうと「市民連合」を立ち上げ、全国 2000 万署名を呼びかけるなど、京都はもちろん全国各地で一層の広がりを見せています。知事、こうした国民多数の声が聞こえていますか。どう受け止めておるでしょうか。

戦争法は 3 月に施行されます。地方自治体や医療、運輸関係者など民間も含め戦争推進体制に組み込まれ、府民の人権や命を危険にさらすものであります。府政にどのようなことが求められているのか。また、府民生活や事業にどのような影響が考えられるのか。合わせてお答えください。

かつて、あなたの大先輩の知事だった蜷川虎三氏は、「憲法を論議することは自由である。しかし守らなければならぬ日本国憲法が厳としてあることを知らねばならぬ。憲法を守ることを無視しているものがあることは遺憾というより情けないことである」と喝破されました。戦争反対、憲法擁護の先頭に立たれました。そして、ポケット憲法の発行、府庁正面に、「憲法を暮らしの中にかそう」の垂れ幕を掲げるなど、府政運営の真ん中に憲法を置きました。

いま、安倍首相は、「緊急事態条項」を新設、憲法9条2項の改定で国防軍を規定するなどの明文改憲を言明しています。知事、こうした明文改憲の動きをどう思われますか。憲法を尊重し擁護する立場にある知事として、憲法擁護の取り組みこそ進めるべきではありませんか。お答えください。

戦争法は、重大な危険をつくりだしています。一つは、アフリカ南スーダンのPKOに派兵されている自衛隊の任務の拡大です。停戦合意が崩壊し内戦状態の下で、「駆け付け警護」などを命じるなら、宇治の大久保や福知山駐屯地の自衛隊員10数人を含む約350人規模の派遣部隊が、武装勢力と戦うことになるのは必至であります。

いま一つは、過激武装集団ISに対して、アメリカなどの「有志連合」の空爆への軍事支援です。テロは絶対に許せない犯罪行為ですが、戦争でテロはなくせません。逆に憎しみを広げ、テロと戦争の悪循環をもたらし、世界中にテロを拡散させます。ISに対する軍事作戦に自衛隊が参加すれば、憎しみの連鎖が日本にも及び、国民がテロの危険にさらされ、パリと同じように京都が標的にされかねません。

京都には、舞鶴、福知山、桂、大久保、黄檗、長池演習場、祝園弾薬庫など多くの自衛隊基地があり、派兵される可能性もある中、私も経験しましたが、「海外で戦争するために隊員になったのではない」と署名をしてくれる元隊員、「息子が退職を申し入れたが、辞めさせてくれず、上官が家まで説得に来た。毎日悩んでいる」と相談に来られた親御さん。このように戦争法への不安が広がっております。

府民でもある自衛隊員が戦場に送られ、殺し殺される現実的な危険が迫っていることについて、知事の認識を伺います。また、戦争法の発動を許さないこと、憲法違反の戦争法の廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を、今こそ政府に厳しく求めるべきではないでしょうか。いかがですか。

昨年4月合意された「日米新ガイドライン」は、京丹後市の米軍基地の位置づけをいっそう危険なものにしています。戦争法と日米新ガイドラインで、自衛隊保有のイージス艦も米軍Xバンドレーダー基地などと一体化し、米軍の指揮のもとで態勢を強化しています。イラク戦争でアメリカが真っ先に攻撃したのは、レーダー基地だったことを視れば、米軍レーダー基地の存在は、極めて危険です。

イージス艦には迎撃ミサイルが搭載されますが、自衛隊舞鶴基地に最近できたのが「ミサイル整備所」であります。現在搭載されているSM3ミサイルをはじめ、アメリカとの共同開発が始まっている射程距離の長い迎撃ミサイルなどが整備・保管され、米軍も補給を受けることが可能となります。米軍レーダー基地の本格稼働とあいまって、京都が大陸をにらむ重要な位置を担われます。また、従来から指摘しているように、レーダー基地を動かす発電機の騒音が住民を苦しめ、米兵や軍属による交通事故などが後を絶たず、住民を不安に陥れています。こうした事態について知事はどう思われますか。米軍基地の撤去こそ求めるべきではありませんか。お答えください。

直ちに3号機の停止、冷却水漏れを起こした4号機の再稼働中止を求めよ

次に、高浜原発3、4号機の再稼働についてです。

関西電力は、3号機を1月29日にも再稼働し、2月下旬には4号機も再稼働しようとしています。原子力規制委員会が審査を終え、福井県と高浜町が再稼働に同意、福井地裁も再稼働中止の仮処分決定を取り消したことから強行しました。集中立地による多重事故の危険、住民避難などは審

査の対象となっておらず、審査した原子力規制委員長でさえ「安全だということは申し上げない」と言い、福井地裁の決定でさえ、「過酷事故が起きる可能性が全く否定されるものではない」と指摘し、しかも、住民が大阪高裁に抗告している中での再稼働は許されません。

高浜原発の30キロ圏内には、舞鶴など5市2町12万5000人の府民が暮らしています。綾部市の奥上林地区のように、避難時の唯一の府道1号線が地震でふさがれる懸念、病院や介護施設などに入院、入所している約1万2700人の災害弱者や学校・保育所に通っている約1万7500人の子供たちの移動手段、避難先の体制をどうするのか、住民が参加した合同訓練も実施されていないことなど、問題が山積しています。来年度の本府予算案でも、放射線防護対策、避難道路の整備など約16億円が予算化され、原子力防災対策がこれからだというのに、全く無視しての再稼働であります。こんな時に知事は、「原発の安全稼働に責任を持つのは国」とコメントするだけで、自分の主張も抗議の声もあげません。滋賀県知事は、「再稼働を容認する環境にない。強い疑問がある」と言っています。府民は、大きな不安、危険、憤りを感じています。間もなく4号機の再稼働も控えています。府民の声に寄り添った行動が求められております。いかがですか。

しかも、高浜3号機は、新規制基準施行後初めてプルサーマル運転を実施します。この運転は、プルトニウム・ウラン混合のMOX燃料を使用するため、通常のウラン燃料に比べ制御棒の効き目が悪くなるなど極めて危険です。また、使用済み核燃料が増え続け、敷地内の保管プールが7～8年後には満杯になることや、MOX燃料の処分方法も決まっていないなど、これも難問が山積しています。直ちに3号機の停止、そして、冷却水漏れが大きな問題となっている、4号機の再稼働中止を求めるべきです。知事の所見を伺います。

【知事・答弁】 前窪議員のご質問にお答えします。

消費税増税についてでありますけれども、今月公表された日銀京都支店の「管内金融経済概況」におきましては、本府の景気は回復基調にあるとされておりますけれども、このところ金利や株価等が世界的に大きく動いているなど、予断を許さない状況にあるというふうに考えております。このため、もし税率を引き上げる場合であっても、低所得者層や中小企業への配慮が必要であることを、これまでから何度も国に申し上げてきたところでありますけれども、このことにつきましては、引き続き国と地方の協議の場などあらゆる機会を通じて求めてまいりたいと思います。

次に小規模企業の落ち込みについてでありますけれども、毎月勤労統計は、正規・非正規の区別なく現金給与総額を算出するために、非正規率が高いほど数値が下がってまいります。いろいろな数値が出ているんですけれども、片方では、一人当たりの府民所得は、これは平成14年の20位から平成24年には9位まで上昇しております。さらに平成22年からは、全国よりも2年早く増加に転じているところであります。

また、現金給与総額は、全国に比べ1年早く平成25年から増加に転じておりますし、平成14年から平成26年の期間の実質賃金指数の低下は、全国がマイナス8.7%となる中、京都府はマイナス1.8%に止まっています。しかも同期間内の就業者数全体の伸びが、8.5%であるのに対しまして、京都府は倍以上の割合で増加しております。19.4%の増加をしております。

こうして、一面的に取り上げるだけではなく、全体としての水準というものをしっかりと見ていかなければなりませんし、京都府の最低賃金は807円と全国7位の水準になっていることも考えるべきであると思います。

京都府としては引き続き、現金給与総額の向上につなげるため、その原因となっている不本意非正規の改善を目指し、ものづくり産業の分野において、産業施策と雇用施策を一体的に進める取り組みや、さらにはエコノミックガーデニングの方式による中小企業の育成、そして京都ジョブパークによる就職促進、高等技術専門校における人材育成の強化の取り組みを進めていきたいと考えて

おりますし、とりわけ経営の厳しい小規模企業につきましては、従業員の処遇改善をできるように、中小企業応援隊による伴走支援や、本議会をお願いしている「小さな企業特別支援事業」によりまして、経営の改善や生産性の向上を支援していきたいと考えております。

次に、中小企業の振興基本条例についてでありますけれども、京都では平成19年に京都府中小企業応援条例を制定し、平成24年に全会一致で改正いたしました。議員ご指摘の府の責務や事業者、中小企業団体の役割等につきましては、条例の一条で、「中小企業の経営の安定に関する施策を総合的に実施する」と府の責務を明記した上で、全ての中小企業を対象に、中小企業の置かれた立場に応じて、大企業や金融機関など産業界との密接な連携のもとに、経営の安定、再生、継承・発展のための施策を総合的に実施することが既に盛り込まれているところであります。

その上で条例に基づき、小規模企業を中心に、中小企業を育成する立場に立って、中小企業応援隊が3年半で累計8万8000社、延べ18万5000件もの企業訪問・相談を行い、下支えから設備投資や販路開拓までを一貫支援するエコノミック・ガーデニング等の支援策を行っているところであります。さらに本議会でもとりわけ厳しい状況にある「小さな企業」の経営の下支えや、事業の継続を支援するために、特別支援事業1億3000万円の予算をお願いして、こうした事業を中心に中小企業のまち京都のしっかりと下支えをしていきたいというふうに考えております。

次にリフォーム助成についてでありますけれども、住宅リフォーム助成につきましては、これまでから耐震性の向上や、介護予防、府内産木材の利用促進、さらに移住促進のための空き家改修といった政策目的を明確にした事業として取り組んでおり、来年度につきましても若者と高齢者の同居マッチングを行う際に必要となるリフォーム補助を行う「次世代下宿京都ソリデール事業」を、本議会をお願いをしているところであります。同様に商店リフォームにつきましても、これまでの京都エコノミック・ガーデニング支援事業に加えて、先程申し上げました「小さな企業特別支援業」により支援することとしており、今後とも政策目的を持ったリフォーム助成につきましては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、府内企業への発注等につきましては、公契約大綱や元請け下請けの関係適正化指針に基づき、方針を明示して、地元発注や下請け企業への配慮を適切に行っているところであります。賃金などの問題につきましては、これまでから答弁をしておりますように、公契約のみならず私契約を含めた統一的な見解からナショナルミニマムとして対応するのが基本であると考えております。

次に、安保法制についてでありますけれども、安保法制及び集団的自衛権の閣議決定などについては、我が国の防衛に関わる事項として、まさに国家のあり方、国家の基本に関わる問題として、国会において議論を尽くすべきものと考えております。地方公共団体との関係という点で言えば、国民保護法の対象となる武力攻撃事態等と存立危機事態とは、事態対処法によって区別されておりますので、これで新たな義務が生じるわけではないと考えております。

憲法につきましては、これは国民誰もが擁護義務を持っておりまして、私自身、憲法を遵守し、府政の運営に当たっているところであります。そして平和主義のもと、二度と戦争の惨禍を繰り返すことがあってはならないのは、私も当然のことであるというふうに考えております。ただ憲法自身は、憲法改正の条文があるわけでありまして、そしてその中で国会で発議をし、国民投票ということが憲法に決められているわけでありまして、その中でまた、国民の皆さんの判断によるべきものであると考えております。いずれにしましても、安保法制自身は、国民から付託を受けた国会において議論を尽くすべきのものであると思います。

Xバンドレーダーは、安全保障に責任をもつ国において、我が国の防衛に資するものとして配備されたものでありまして、京都府は府民の安心安全を守る立場から、安心安全に関する事項について、防衛大臣に確認し、状況確認を行っております。交通事故、騒音等問題が生じた場合には、これは時期を逃さないように直接米軍への申し入れなども行い、厳しく対応を求めているところでありまして、今後ともこのスタンスに変わりはありません。

次に、高浜原発の3、4号機の再稼働についてであります。これまでから再三述べていますように、府民の安心安全の確保が何よりも重要であると考えております。昨年12月24日の福井地裁の再稼働差し止め仮処分の取り消し決定を受け、再稼働にかかるプロセスから京都府が除外されていることに遺憾を表明させていただきました。そして再稼働に関する法的枠組みの整備、原子力発電所の安全性の確保、避難計画の実効性確保、再生可能エネルギーの導入や省エネなどの原子力に依存しないエネルギー体制の構築などに関して、国に対して強く要請しているところであります。

また、5回にわたる「高浜発電所に係る地域協議会」で、国や関西電力に対して、原子力発電所の安全性や避等についての説明を求め、昨年11月に開催した関係7市町村の住民説明会では、原子力発電所の再稼働に対する不安などの住民の生の声を多く聞いたところであります。こうした不安を払拭する必要から、昨年12月には高木経済産業副大臣や丸川内閣府特命担当大臣に直接、原子力災害対策の充実などを求め、国からの補助金をいかした避難道路の整備などについても、対策を強化しているところであります。今後とも原子力安全協定に基づき、不断の安心安全対策に全力を期してまいりたいと考えております。

次に、プルサーマルの運転についてでありますけれども、3号機の再稼働に当たり、その安全な運転管理において万全の上にも万全を期すよう国や関西電力に対して強く求めているところであります。MOX燃料を含む使用済み核燃料の処分につきましても、問題解決が先送りされたままで、使用済み核燃料が蓄積される現状に対して懸念をしており、早急な対応を国に求めたところであります。こうした中、エネルギーの安定確保・安定供給に向け、多様なエネルギーを自立的に供給できる体制づくりへの転換が求められますことから、京都府としては今後とも「エネルギー自給・京都」の実現を目指し、再生可能エネルギーの倍增戦力やエネルギーの地産地消の推進など、将来を見据えた環境・エネルギーの総合戦略を推進してまいりたいと考えております。

【前窪・再質問】知事の答弁がありましたけれども、京都の中小企業や小規模企業が非常に厳しいということは変わりありません。これは内需の冷え込みが景気悪化を招いて、これがもろに降りかかっている。ところがですね、本府の中小企業振興予算を見てみますと、来年度予算では945億円、前年対比68億円のマイナス。決算ベースでは、09年度1164億円が、14年度では1073億円、これマイナスになっておりまして、91億円も減っています。92%水準となっています。これではですね、知事がいくらい数字を並べてもですね、中小企業の振興に力を入れているということにはならないと思いますし、懸念を持つものであります。これは再度答弁をいただきたいと思います。

それから、今月20日ですね、高浜原発4号機が、放射能を含む一次冷却水漏れを発生するという重大事故が起こっております。私が聞いているのは、再稼働についての知事の見解を聞いているわけでありまして、3号機の再稼働、続いて4号機となっていくわけで、この再稼働について、知事どう思われますか。この事故に対して、どう対処するんですか。再度お聞きしたいと思います。

それから、私が憲法問題で知事に聞いているのは、緊急事態の規定を盛り込むこと、それから9条2項、これを変えて国防軍を持つんだと、これに対して知事の見解を聞いているわけですね。憲法の議論があってもいいよと言うんだったら、知事の見解を示してください。

それから、Xバンドレーダー関連ですが、弾道ミサイル防衛の重大な、膨大なですね、情報は米軍主導で操作され、日本独自の判断で動かさない。従ってですね、日本のミサイル迎撃態勢というのは、米国防衛に拡大されると、こういうことになってきます。安保法制、これに関わってですね、外務省の幹部は、「自衛隊と米軍の一体化は一気に加速すると、もう元に戻ることはない」と、マスコミに語っております。京都がその中心を担わされる、こういうことに絶対ならないようにしなければならぬ。そういう意味では、京丹後の米軍レーダー基地、これはですね、拡大・強化ではなく、撤去の方向に努力すべきだ、これは指摘しておきたいと思っております。以上答弁をお願いします。

【知事・再答弁】 高浜原発の再稼働につきまして、先程申しましたように、我々がその同意過程から除かれていることについて遺憾を表明し、その中で京都府としてできる限りの安心安全の確保を行っているわけございまして、今回のトラブルにつきましても、現在、関西電力京都支社長を呼び、経緯や原因の調査状況について説明を受け、それについて、しっかりとした原因究明を京都府に対して説明をするように求めているところでありまして、それを踏まえて対応していきたいと思っております。9条2項の問題について、国防の問題については、これは先程も申ししていますように、国の安全の基本に関わる問題であり、国会で議論を尽くすのが筋だというふうに私は考えております。

【前窪・指摘】 知事答弁ありましたけれども、肝心なところは全部答弁を避ける。これでは議会で議論する、これの充実にはならないと思っております。私は、再稼働問題については、もう再稼働が迫っているこの局面で知事の考えを聞かせてくれと言っているわけです。それから、憲法問題でも、知事の考え方を伺っているわけですが、いずれも答弁されません。非常に残念であります。改めて指摘しておきたいと思っております。

それから、原発問題では、関電は40年を超える原発の再稼働に向けて動いております。高浜1、2号機の再稼働続いていくわけですから、知事の姿勢が問われているということです。「安全神話」の復活は許されません。そして、中小企業や景気の問題ですが、いま京都は財界と一緒にリニア新幹線の誘致とか、北陸新幹線の延伸、文化庁誘致など、こういう国の政策、あるいは国の機関の誘致合戦に力を入れているわけですが、京都経済を支えているのは、圧倒的には中小企業・小規模企業であります。それこそ京都の宝と位置づけて、府の努力をしっかりと盛り込んだ中小企業地域振興条例や公契約条例など、ぜひつくるべきだということを改めて指摘しておきたいと思っております。

環境アセスもせずに、南山城村のメガソーラー建設認可は行うべきでない

【前窪】 次に、南山城村のメガソーラー建設についてであります。

南山城村と三重県伊賀市にまたがる一帯で、メガソーラーを建設する計画が進んでいます。報道による、敷地面積は約100ヘクタール、そのうち南山城村約80ヘクタールであります。甲子園球場26個分に相当し、約65ヘクタールに太陽光パネルを設置、3万7500キロワットの発電をする計画であります。

事業者は、太陽光パネルを設置するために、広大な山林の樹木を伐採して山の斜面を削り、谷筋を埋め立てて階段状の地形を造成するとしています。予定地は小高い山が連なるところで、コナラ、クスギ、松などが群生し、野鳥などの生息地となっています。

今回の計画は、CO₂を吸収する森林を大規模に伐採してのメガソーラー建設であり、環境破壊など将来にわたる影響を多面的に検証する必要がありますが、本府の環境アセス条例では、水力、火力、風力の発電所に限定され、太陽光は対象外であります。しかし、問題点はたくさんあります。

一つは、環境破壊そのものです。景観が一変することや保水力の低下による農地や野生動物、植物、希少生物に大きな影響を与えます。また、イノシシ、シカ、サルなどが住処を失い、獣害が他の地域に広がります。

二つは、洪水、土砂崩れ、などの危険性が增大することであります。この地は昭和 28 年災害をはじめ、何度も洪水などの災害に見舞われた地域です。広大な開発は、当然災害発生リスクを高めます。

三つは、使用するアメリカ製のパネルの問題です。日本製パネルには使用されていないテルル化カドミウムが使用しています。大地震、台風、突風などでパネルが吹き飛ばされたり、洪水や土砂崩れで流出、破損したりしてカドミウムが飛散する危険性があります。さらに、電磁波、低周波の被害、パネルの清掃に使う薬剤、農薬散布など維持管理上の問題が住民の心配になっています。

四つは、会社の信頼性の問題です。地元では、「何も実績がない会社ではないか」、「パネルの耐用年数は 17 年、継続するのかどうか、跡地がどうなるのか心配」、「倒産、撤退した場合だれが責任を持つのか」などの声が広がっております。

このように住民の疑問や問題が山積する事業ですが、事業者には環境アセスメントの実施すら求めない。これで認可することは許されません。どうされますか。また、住民から出されている不安や疑問、問題点にどう対応されますか。お答えください。

森林の持つ機能は、防災、生物多様性、景観など多様であり、一度失うと回復するのは困難であります。大規模な森林伐採を伴うメガソーラー建設等の開発規制ができる法・条例の整備が必要だと考えますが、知事の認識はいかがでしょうか。

大戸川ダム建設は、流域委員会の議論や地元の民意をふまえるべき

【前窪】次に、大戸川ダム建設についてです。

国が 2009 年に建設を凍結した大戸川ダムをめぐる、国交省近畿整備局が、ダム以外の代替案を含めて治水対策としての妥当性を検証した結果、ダムが最も有効だと評価をしました。

大戸川ダムは、国が当初、多目的ダムとして計画していましたが、08 に、整備局の諮問機関「淀川水系流域委員会」が、「原則建設すべきではない」と見直しを求め、08 年 11 月に、滋賀、京都、大阪、三重の 4 府県知事の共同意見書、09 年 3 月に、京都府知事意見書で、「河川整備計画に位置付ける必要はない」といたしました。加えて、流域住民のダム建設反対もあり、国は、二転三転したもののようやく 09 年に計画を凍結し、その後、民主党政権で無駄なダムの見直し対象となりました。

今回の評価について、かつて淀川水系流域委員会の委員長を務められた今本京大名誉教授は、「建設ありきの結論」「条件は変わっていないのにコスト面で有利に変わることが信じられない」と指摘し、嘉田前滋賀県知事は、「建設ありきで予断だらけの検証結果」と批判しています。知事意見書、4 府県知事合意を提出している立場から、この検証結果をどう受け止めておられますか。お答え下さい。

先に述べた府知事意見書は、瀬田川洗堰の全閉操作について、「天ヶ瀬ダム再開発は、瀬田川洗堰の全閉操作を減少させるために有用」とされています。天ヶ瀬ダム再開発の進行とともに、大戸川ダムの建設となれば、全閉操作の見直しと連動していくことではないかと疑念を持つものです。大戸川ダム建設と瀬田川洗堰の全閉操作の関係について、知事の所見を伺います。

【知事】南山城村のメガソーラーの建設についてであります。林地開発許可制度は森林の無秩序な開発を防止して森林の適切な利用を確保することを目的とし、森林で 1 ヘクタールを超える開発

行為をしようとする場合は、都道府県知事の許可を必要とする制度で、森林法で定められております。許可に際しましては災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの観点から詳細な計画書を求め、森林審議会の意見を聞いた上で判断をしているところであります。こうした林地開発は、地域住民の生活環境に大きな影響を持つことから、何よりもまず地域住民や関係市町村の合意が不可欠であります。

このため、京都府では「林地開発行為の手続きに関する条例」を定め、開発行為予定者による説明会の開催、地域住民からの意見書への回答を義務付け、関係自治体との生活環境の保全に関する協定の締結を指導してきており、これまでから地域の十分な理解を得たうえで、こうした手続きを進めてまいりました。メガソーラーにつきましては、昨年12月に、開発行為予定者から「林地開発行為の手続きに関する条例」に係る事業計画書の提出があつて以降、事業計画書の公告縦覧を行い、開発行為予定者が地元説明会を開催しております。

また、地域住民などから、22件の意見書が提出されたほか、関係4自治会の内、1自治会とは協定が締結されております。今後、意見書に対する見解書の提出を求めることとなりますが、地域住民の不安や疑問が解消されるよう、条例に基づいて開発行為予定者を強く指導いたしますとともに、林地開発許可申請書が提出された際には、府民の安心安全を第一に考えて審査していきたいと考えております。

また、メガソーラーなどの開発事業については、環境アセスメントの対象となっておりますけれども、大規模な土地造成事業により、著しい環境影響も想定されますので、こうした事業につきましては環境アセスメントの対象となるよう、現在、手続きを進めている所であり、できるだけ速やかに制度改正を進めていきたいと考えております。

次に大戸川ダム建設についてであります。去る2月8日に開催された関係地方公共団体からなる検討の場で、ダム案を含む複数の治水対策案について概略的に総合評価の中で「大戸川ダム案」が有利でと示されました。大戸川ダムのダム検証は、ダム建設の効果や費用負担、詳細な環境への影響などについて行ったものではなく、その点は、河川整備計画の変更の段階で各府県の考えを聞いて議論されるものであります。

京都府といたしましては、平成20年に実施した京都府の技術検討会における評価において、「天ヶ瀬ダム再開発により、このダムの放流能力が増強されてダム操作の合理化や貯水池の弾力的な運用が可能となれば、適切な運用や工夫によってより大きな規模の洪水に対応できる可能性が十分ある」とされておりまして、大戸川ダムは、「中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながらその実施についてさらに検討を行う必要がある」とされたところであります。

これを受けて、「施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置づける必要はない」ということを4府県知事の合意で確認しておりまして、その後の洪水をふまえても、大戸川ダムが京都府にとって緊急的に着手すべき事業ではないという点では状況に変化は生じておらず、4府県知事合意の方向性は一切変わっておりません。

また、平成20年の京都府の技術検討会では、京都府域における治水効果は非常に薄いとされておりまして、これを覆す論証が無い限り、京都府がダム建設費を負担する根拠は無いと考えているところでございます。平成25年の台風18号におきましては、瀬田川の洗堰の全閉操作を行っても、宇治川の堤防の計画高水を超えた箇所があるなど、危険な状況に直面しておりまして、現行の瀬田川の洗堰の全閉操作の堅持は必要であるという考えに、これも変わりはありません。

京都府といたしましては、今回の検討の場でも、宇治川の治水のために、「瀬田川洗堰の全閉操作維持や天ヶ瀬ダムの再開発、宇治川の塔の島地区の改修を今後ともしっかりと講じられたい」と意見を述べられたところでありまして、こうした対策が維持されるよう国に求めていると考えて

おります。

【前窪・再質問】 答弁のありました南山城村の太陽光発電・メガソーラーであります。南山城村議会が、一致して、アセス実施など環境対策、豪雨、突風、地震など自然災害、パネルの安全性、農薬、濁水対策の案などについて、本府を通して事業者意見書を出すというふうになっております。これに対して、本府はどう対処されているのかお答えください。また、太陽光発電のアセス対象については、今答弁がありました。26道府県、13政令市で実施されています。ぜひ、早く実現していただきますように要望しておきます。

最後に、今、安倍政権が戦争法の強行、明文改憲、原発の再稼働、消費税の10%増税など、国民の声を無視し暴走しているときに、府民の暮らしを守り、京都を戦争の拠点とさせないために、五野党の党首会談で合意をされた事項を、私ども日本共産党は誠実に守って全力を尽くす決意であります。立憲主義、民主主義が貫かれる新しい政治をつくることを皆さんに心から呼びかけまして、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【知事・再答弁】 南山城村のメガソーラーに関する議決でありますけれども、これは村議会の議決としてしっかりと受け止めていきたいと思っております。ただ、これは条例上の要件のところは地域住民でありますから、条例上の問題とはならないということだけは申し上げておきたいと思っております。